

4

史跡西寺跡の本質的価値

4-1 史跡西寺跡の本質的価値

本計画では、史跡西寺跡の本質的価値を次のように認識し、以下の計画検討の前提とする。

1. 平安京の政治・宗教・都市史的意義を具体的に示す遺跡である【歴史的価値】

- ・西寺は、平安遷都に際し都を仏法で護るため、現存する東寺（教王護国寺）とともに創建された官寺（国家寺院）であり、平安京の造営当初に建立された二つの寺院の一つである。
- ・平城京からの寺院移転も新規建立も認められなかった中で、この2官寺のみが認められた。
- ・律令体制下で、僧尼の管理を職掌とする僧綱所が、平安京への遷都後は西寺に置かれた。
- ・先帝等の命日に、国の行事として追善供養の仏事を行う国忌や貧窮者に施しを行う文殊会が、東寺・西寺で執り行われるなど、国家寺院としての役割が与えられた。
- ・平安時代国家仏教の理念を垣間見ることができる遺跡である。
- ・桓武天皇の新都造営にかかる理念の一端を表す遺跡である。
- ・天皇を中心として左右に諸官司を配する律令制のもと、平安京は東西対称を指向して造られた。西寺は東寺とともにその対称性の顕著な一例である。
- ・空海に下賜された東寺が真言宗の拠点となったのに対して、西寺は特定の仏教宗派に属さず教団化しなかったことから、官寺としての性格が濃厚に残されている。それゆえに、桓武天皇が意図した官寺の機能や仏教に対する考え方が分かる。
- ・右京はやがて衰退していく。早く廃れた西寺は、西市などとともにそれを象徴する遺跡である。

2. 平安京研究において学史的意義を有する遺跡である【研究史的価値】

- ・伽藍配置の復元によって、平安京造営尺や方位の造営振れが明らかになり、現在の地図に平安京の復元図を正確に反映できるようになった。
- ・遺跡として良好に残る西寺と、今も伽藍を維持する東寺は、両寺を比較検討することでそれぞれをより深く知ることができる。

3. 住民の信仰生活とともに存続してきた遺跡である【社会的価値】

- ・東寺における稲荷社と同様に、西寺は松尾社との繋がりを有し、還幸祭（松尾祭）の神供行事の場としてコンド山（講堂跡）が受け継がれ残されるなど、住民の信仰生活との密接な関係によって往時から存続してきた、史跡の多様性を象徴する遺跡である。

【参考】

平安奠都後羅城門ノ西方ニ營マレシモノニテ右大寺トモ云ヒ左大寺ナル東寺ト朱雀大路ヲ距テ、相對セルモノナリ

S40-5-073 金堂、廻廊、僧坊、食堂院、南大門等の跡が検出されたのでその部分を追加指定する。在来の土壇は講堂跡と判明した。東寺とあいまって平安京の規模を知る上にも重要である。

(国指定文化財等データベースより)

4-2 史跡西寺跡の構成要素

(1) 構成要素の分類

史跡西寺跡の本質的価値を踏まえ、史跡西寺跡を構成する諸要素を以下のように分類した。

表4-1 史跡西寺跡の構成要素

	項目	概要
史跡指定地内	【A】本質的価値を構成する諸要素	西寺跡の史跡としての価値を構成する要素である。地下に埋蔵されている(いた)遺構・遺物等、及びそれらを含む一定の広がりを持つ空間である。
	【B】本質的価値を構成する要素以外の諸要素	
	【B-1】歴史的環境を構成する諸要素	本質的価値以外の歴史的環境を構成する諸要素である。唐橋遺跡(弥生～古墳時代)をはじめとした奈良時代以前の遺構・遺物及び中世以降の遺構・遺物等が該当する。
	【B-2】保存活用を支える諸要素	本史跡の保存・活用のために整備された諸施設である。本質的価値を伝えるために必要な標識や説明板、石碑などが該当する。また、保存管理に必要な境界杭もこれに含まれる。
	【B-3】その他の諸要素	史跡の価値と直接関係しない要素や、保存活用上影響を及ぼす要素である。公有地では唐橋西寺公園及び公園施設、唐橋小学校及び関連施設、市道が該当する。また、民有地では神社、住宅、店舗、駐車場などが該当する。
史跡指定地	【C】史跡の理解に有効な諸要素	史跡指定地外にあるが、本史跡を理解する上で有効な要素である。周知の埋蔵文化財包蔵地としての西寺跡のほか、歴史的に関わりの深い、平安京跡、羅城門跡や東寺、松尾大社などが該当する。

(2) 史跡指定地内の諸要素

【A】本質的価値を構成する諸要素

表4-2 本質的価値を構成する諸要素

要素	概要
①遺構	1) 伽藍中軸部分（南門北縁、中門、廻廊、金堂、講堂、北僧房、東小子房、食堂院等）の遺構 2) 塔跡一帯（塔、寺域西限、鑄造関連遺構、西大宮大路等）の遺構 3) コンド山（講堂基壇に後世盛土したもの）
②遺物	1) 出土した遺物（土器類、土製品、石製品、金属製品、瓦、礎石等） 2) 埋蔵されている遺物



図4-1 コンド山（講堂跡土壇）



図4-2 塔跡



図4-3 コンド山頂部の礎石

【B】本質的価値を構成する要素以外の諸要素

【B-1】歴史的環境を構成する諸要素

表4-3 歴史的環境を構成する諸要素

要素	概要
歴史的環境を構成する諸要素	1) 唐橋遺跡（弥生～古墳時代）ほか奈良時代以前の遺構・遺物 2) 中世以降の遺構・遺物

【B-2】 保存活用を支える諸要素

表4-4 保存活用を支える諸要素

要素	概要
保存活用を支える諸要素	1) 史跡説明板 2) 石碑等 3) 境界杭



図4-4 説明板（規制内容等）



図4-5 説明板

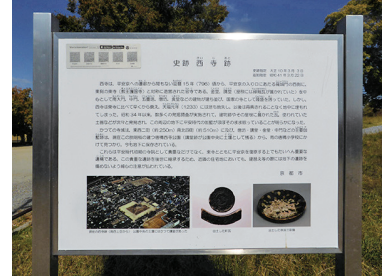


図4-6 説明板（同左）



図4-7 石碑



図4-8 石碑（民有地）



図4-9 境界杭

【B-3】 その他の諸要素

表4-5 その他の諸要素

要素	概要
①公有地に存在するもの	1) 唐橋小学校及び関連施設 2) 唐橋西寺公園及び公園施設 3) 市道など
②民地に存在するもの	1) 神社 2) 戸建て住宅 3) 集合住宅 4) 店舗 5) 駐車場など

4. 史跡西寺跡の本質的価値



図4-10 唐橋小学校



図4-11 唐橋小学校北側の市道
(西向)



図4-12 唐橋小学校南側の市道
(東向)



図4-13 プール跡



図4-14 唐橋西寺公園の施設
(人止柵、ネットフェンス、照明灯)



図4-15 唐橋西寺公園の施設
(トイレ)



図4-16 唐橋西寺公園の施設
(遊具)



図4-17 コンド山上部の既存樹木



図4-18 京都市唐橋児童館



図4-19 民有地
(鎌達稻荷神社)



図4-20 民有地
(塔跡附近・西向)



図4-21 民有地
(唐橋小学校東面・南向)

【C】 史跡の理解に有効な諸要素（史跡区域外）

表4-6 史跡の理解に有効な諸要素（史跡区域外）

要素	概要
① 歴史的にかかわりの深い遺跡等	1) 西寺跡（包蔵地） 2) 平安京跡（包蔵地） 3) 松尾大社境内（包蔵地） 4) 平安京に関わる遺跡等



図4-22 東寺



図4-23 羅城門遺址



図4-24 羅城門遺址説明板



図4-25 松尾大社



図4-26 西鴻臚館跡説明板



図4-27 平安宮豊楽殿跡

4. 史跡西寺跡の本質的価値

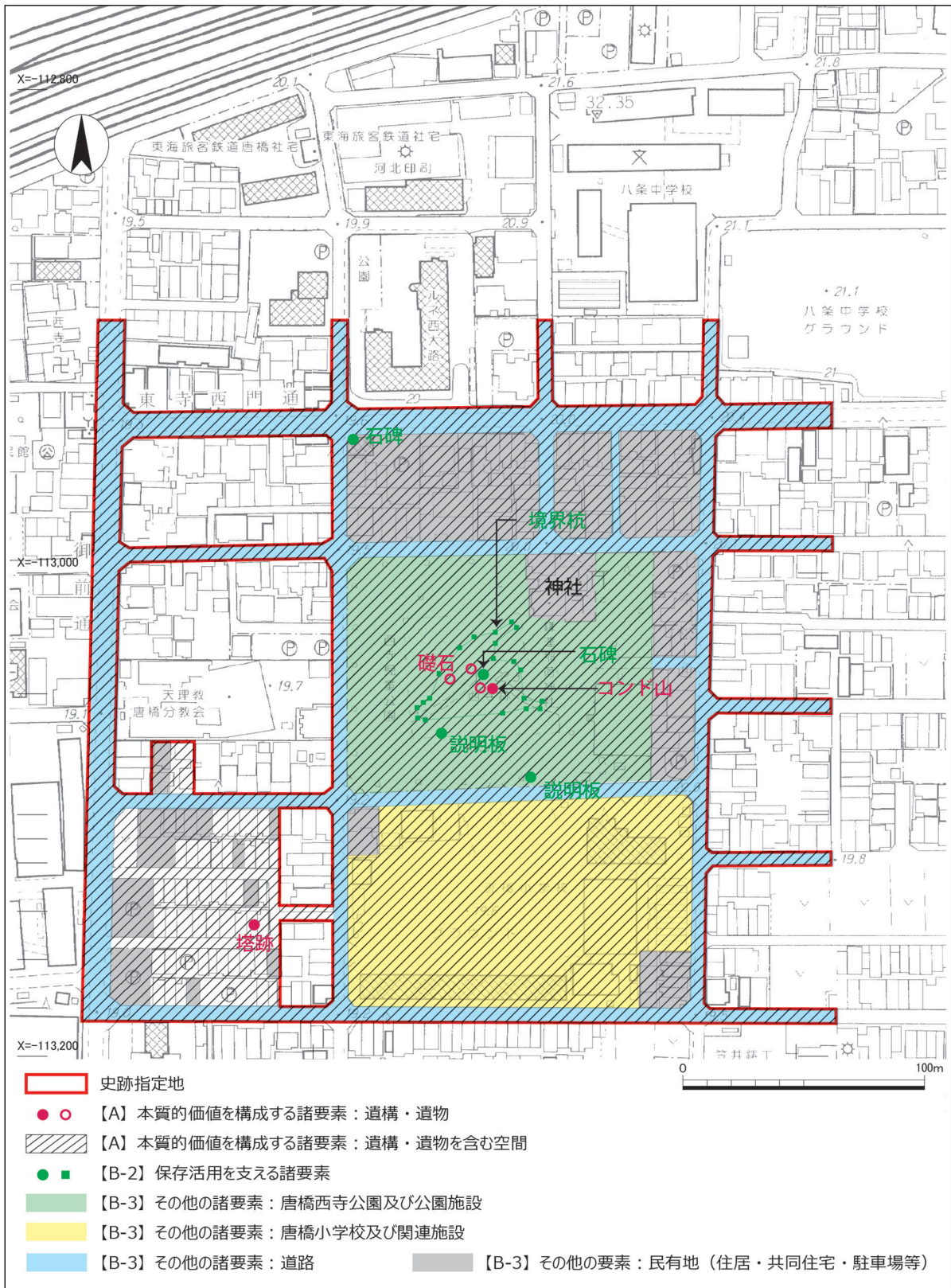


図4-28 構成要素位置図（史跡指定地内）

5

大綱と基本方針

5-1 大綱

広く京都市民や来訪者にとって、西寺跡は、東寺（史跡教王護国寺境内）や史跡平安宮跡、史跡神泉苑などとともに、歴史の重層する京都市街にあって今なお平安京の面影を目視できる貴重な歴史遺産である。また、専門的な関心を持つ人にとっても、都市史・仏教史・政治史や平安京研究史において学術上高い価値を有する史跡である。一方、唐橋学区を中心とした地元住民にとっては、地域の誇りであり、歴史を踏まえたまちづくりの重要要素であるとともに、居住地そのものであり、祭礼を介した地域の紐帯の場であり、学校や公園といった公共インフラと一体となった存在でもある。このような背景と第4章で明らかにした本質的価値を踏まえ、史跡西寺跡の保存活用の大綱を以下のとおり定める。

1. 史跡西寺跡の本質的価値の構成要素を確実に次世代へ継承する。
2. 調査・研究を着実にを行い、その成果を住民・来訪者・研究者等へ広く発信・還元・活用する。
3. まちづくりと共存し、その核となる史跡を目指す。
4. 地域住民をはじめとした多くの人たちに理解され、愛される史跡を目指す。

5-2 基本方針（全体）

前節で定めた大綱に基づき、小学校や公園、神社といった地域の共有財産とも共存しながら、顕著な遺構を確実に保存し、地域特性に立脚したまちづくりに活かすことを全体的な基本方針とする。その実施のため、史跡指定範囲について土地利用の現状を踏まえた地区区分を行い、区分された地区ごとに保存・活用・整備の基本方針と方法を定め、運営体制のあるべき姿を示す。